

4月1日(金)から電子申請が始まります

インターネットを利用して、自宅等や職場のパソコン、携帯電話から原則24時間365日、申請・届出を行うことができるサービスが始まります。

■**利用できるサービス**／公文書開示請求、町名地番変更証明書交付申請、こども医療費支給申請、ひとり親家庭等医療費支給申請、妊娠届、犬の新規登録、犬の鑑札の再交付申請、犬の登録事項変更申請、犬の死亡届、狂犬病予防注射票再交付申請

■**利用方法**／次のURLからご利用ください。(町ホームページからもアクセス可)

(1) 松伏町申請・届出メニューフォーム (パソコンから)

URL <https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/MainMenu.do?lcd=114651>

(2) モバイルサイトフォーム (携帯から)

URL https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-mobile/Entrance.do?command=MAIN_MENU&lcd=114651

※操作方法については、サービスサポートヘルプデスク (☎ 0570-005353)

へお問い合わせください。



保健センターのお知らせ

問合せ／保健センター (予防接種専用)

☎ 992-3100 

子宮頸がん予防ワクチン接種助成について

4月より子宮頸がん予防ワクチン接種の助成事業を予定しておりましたが、現在、全国で公費負担での接種が始まり、ワクチンの供給量が不足し、接種が困難な状況となっています。接種対象者で希望される方は、保健センターへ申込みください。接種に必要な予診票は、ワクチンが安定供給され次第送付します(送付時期未定)。予診票がお手元に届きましたら、指定医療機関に必ず予約をし、それから接種してください。予診票が無い方は接種できませんのでご注意ください。

■**接種対象者**／接種を受ける日に町内に住所がある下記の対象者。

中学2年生～高校1年生に相当する女子 (平成7年4月2日生～平成10年4月1日生)

■**実施期間**／平成23年4月1日(金)～平成24年3月31日(土)

■**助成額**／全額公費負担 (実施期間内に町内指定医療機関で接種した場合)

※町内指定医療機関以外等で、自己負担で接種した場合、その接種費用を後日返還する制度は設けておりませんので、ご注意ください。

■**接種回数**／3回 (1カ月の間隔で2回。2回目から5カ月後に1回)

小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン接種の一時的見合わせについて

4月から公費助成を予定していた小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについて、ワクチン接種との因果関係は不明であるものの、接種後の死亡例が発生したことから、厚生労働省より「小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについては、因果関係の評価を実施するまでの間、念のため、接種を一時的に見合わせる」との通知がありました。

この通知を受け、町では厚生労働省から接種を再開する旨の通知があるまでの間、実施を延期することとしました。

今後の小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの接種事業の開始については、改めて広報・ホームページ等でお知らせします。